

秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業

中核事業者等 募集要項等の修正について

令和8年10月5日

秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課

令和8年9月1日に公表した募集要項等について、次のとおり修正します。

【募集要項】

ページ	修正後 (令和8年10月5日更新)	修正前
3	イ 用語の定義 本公募における再エネは、 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第3項</u> に定める再生可能エネルギー源に従うものとする。また、再エネ100%、フィジカルな電力供給、県産再エネの定義は、表2のとおり。	イ 用語の定義 本公募における再エネは、 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第4項</u> に定める再生可能エネルギー源に従うものとする。また、再エネ100%、フィジカルな電力供給、県産再エネの定義は、表2のとおり。
11	必須2：安価で競争優位性が見込まれる電気料金 再エネ工業団地に入居する企業は、県外からの立地も多く想定される。このため、本事業において需要家に提供する電力供給メニューの電気料金については、国内他地域と比較しても一定の競争優位性が見込まれる水準となるよう設定すること。 <u>2026年11月1日時点の想定での電力供給メニューの電気料金を提示するものとし、</u> 競争優位性のある電気料金の水準については、 <u>2026年11月1日以降</u> の東北電力株式会社が公表する高圧電力（工場向け）の電気料金 ¹ （環境価値を含まない）を基準として参照しつつ、これに環境価値（再生可能エネルギー由来の価値）を付加しても、一定の競争力を確保できることが望ましい。	必須2：安価で競争優位性が見込まれる電気料金 再エネ工業団地に入居する企業は、県外からの立地も多く想定される。このため、本事業において需要家に提供する電力供給メニューの電気料金については、国内他地域と比較しても一定の競争優位性が見込まれる水準となるよう設定すること。 競争優位性のある電気料金の水準については、2026年8月1日時点において東北電力株式会社が公表する高圧電力（工場向け）の電気料金 ¹ （環境価値を含まない）を基準として参照しつつ、これに環境価値（再生可能エネルギー由来の価値）を付加しても、一定の競争力を確保できることが望ましい。
11	注釈1 東北電力株式会社「電気料金プラン 高圧のお客さまへの標準プラン」 <u>2026年11月1日以降</u> の高圧電力（工場向け）の料金水準は以下のとおり。（東北電力株式会社が公表する税込料金単価を基に、税抜換算額を算出。） ・基本料金（税抜）： <u>2,299.55 円/kW・月</u> ・電力量料金 夏季（税抜）： <u>18.17 円/kWh</u> ・電力量料金 その他季（税抜）： <u>17.27 円/kWh</u>	注釈1 東北電力株式会社「電気料金プラン 高圧のお客さまへの標準プラン」 <u>2026年8月1日時点</u> の高圧電力（工場向け）の料金水準は以下のとおり。（東北電力株式会社が公表する税込料金単価を基に、税抜換算額を算出。） ・基本料金（税抜）： <u>2,157.00 円/kW・月</u> ・電力量料金 夏季（税抜）： <u>17.95 円/kWh</u> ・電力量料金 その他季（税抜）： <u>17.05 円/kWh</u>
14	ア 資金調達 提案時において、借入金の調達金利に関する前提は短期プライムレートとし、 <u>令和8年11月時点の予定値</u> （＝ <u>年率2.625%</u> ）として統一すること。	ア 資金調達 提案時において、借入金の調達金利に関する前提は短期プライムレートとし、 <u>令和8年8月時点の最頻値</u> （＝ <u>年率2.375%</u> ）として統一すること。

【様式集】

ページ	修正後 (令和 8 年 10 月 5 日更新)	修正前
様式 3-11	様式 3-11 J39 セルを 入力欄 (黄色で色付けされているセル) とする。	様式 3-11 J39 セルを 入力不要欄 とする。
様式 3-11	注釈 ※電源種別を記入する際には各セルのリストから選択し、該当しない場合は「空欄」にしてください。電源種別は 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 2 条第 3 項 の定義に基づいています。	注釈 ※電源種別を記入する際には各セルのリストから選択し、該当しない場合は「空欄」にしてください。電源種別は 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法二条 4 項 の定義に基づいています。
様式 3-12	様式 3-12_損益計算書（スキーム別売上・原価 _小売供給） <u>50 行目「容量拠出金」</u> <u>51 行目「その他費用」</u> ※新たに行を追加	様式 3-12_損益計算書（スキーム別売上・原価 _小売供給） <u>50 行目「その他費用（容量拠出金等）」</u>
様式 3-12	注釈 託送料金は、東北電力ネットワーク株式会社が公表している託送供給等約款 料金一覧（ <u>2026 年 11 月 1 日実施</u> ）を参照してください。同社のエリア外から託送する場合は区別して記載してください。	注釈 託送料金は、東北電力ネットワーク株式会社が公表している託送供給等約款 料金一覧（ <u>2025 年 3 月 31 日まで</u> ）を参照してください。同社のエリア外から託送する場合は区別して記載してください。

【選定基準】

ページ	修正後 (令和 8 年 10 月 5 日更新)	修正前
6	※ 3_東北電力の料金水準（ <u>2026 年 11 月 1 日以降</u> ）は以下のとおり。（東北電力株式会社が公表する税込料金単価を基に、税抜換算額を算出。） ・基本料金（税抜）： <u>2,299.55 円/kW・月</u> ・電力量料金 夏季（税抜）： <u>18.17 円/kWh</u> ・電力量料金 その他季（税抜）： <u>17.27 円/kWh</u>	※ 3_東北電力の料金水準（ <u>2026 年 8 月 1 日時点</u> ）は以下のとおり。（東北電力株式会社が公表する税込料金単価を基に、税抜換算額を算出。） ・基本料金（税抜）： <u>2,157.00 円/kW・月</u> ・電力量料金 夏季（税抜）： <u>17.95 円/kWh</u> ・電力量料金 その他季（税抜）： <u>17.05 円/kWh</u>
6	※ 6_本公募における再生可能エネルギーは、 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 2 条第 3 項</u> に定める再生可能エネルギー源に従うものとする。	※ 6_本公募における再生可能エネルギーは、 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 2 条第 4 項</u> に定める再生可能エネルギー源に従うものとする。